

（低速走行時側方照射灯）

第31条の2 保安基準第33条の3が適用される自動車は、当分の間、細目告示第44条の2第2項及び別添52 4. 27. 2. の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第714号）による改正前の細目告示第44条の2第2項及び別添52 4. 27. 2. の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「同規則補足第22改訂版」とあるのは「同規則改訂版」と、「協定規則第23号補足第22改訂版」とあるのは「協定規則第23号改訂版」と読み替えることができる。

2 次に掲げる自動車については、細目告示第44条の2第2項及び別添52 4. 27. 2. の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和5年国土交通省告示第1号）による改正前の細目告示第44条の2第2項及び別添52 4. 27. 2. の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「協定規則第148号」とあるのは「協定規則第148号補足第4改訂版」と読み替えることができる。

一 令和8年8月31日以前に製作された自動車

二 令和8年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ 令和8年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和8年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と低速走行時側方照射灯の型式が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

3 次の各号に掲げる自動車については、細目告示別添52 4. 27. 3. 、4. 27. 4. 1. 及び4. 27. 4. 2. の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和6年国土交通省告示第1172号）による改正前の細目告示別添52の規定に適合するものであればよい。

一 令和9年8月31日以前に製作された自動車（貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3. 5トンを超えるもの又は専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員11人以上の自動車に限る。）を除く。）

二 令和9年9月1日から令和12年8月31日までに製作された自動車（貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3. 5トンを超えるもの又は専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員11人以上の自動車に限る。）を除く。）であって、次に掲げるもの。

イ 令和9年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和9年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和9年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と低速走行時側方照射灯の型式が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

- 三 令和10年8月31日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5トンを超えるもの又は専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員11人以上の自動車に限る。)
- 四 令和10年9月1日から令和13年8月31日までに製作された自動車(貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5トンを超えるもの又は専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員11人以上の自動車に限る。))に限る。)であって次に掲げるもの。
- イ 令和10年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車
- ロ 令和10年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和10年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と低速走行時側方照射灯の型式が同一であるもの
- ハ 国土交通大臣が定める自動車
- 五 令和12年8月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けた自動車(貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5トンを超えるもの又は専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員11人以上の自動車に限る。))を除く。)
- 六 令和13年8月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けた、貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量3.5トンを超えるもの又は専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員11人以上の自動車に限る。))。